

○ 命令を受けている防火対象物

現在、命令を受けている危険物施設等はありません。

命令防火対象物

防火対象物の所在地	
防火対象物の名称	
命令を受けた者の氏名	
命令事項	
命令日	
管轄消防署	

○ 命令を受けている危険物施設等

命令危険物施設等

危険物施設の所在地 又は貯蔵（取扱）場所	静岡県伊豆の国市北江間 1489 番地の 1
危険物施設の名称 又は危険物の類別、品名、数量	新光洋電機有限公司：製造所（昭和 53 年 3 月 15 日 田 消指令第 53-12 号） 新光洋電機有限公司：移動タンク貯蔵所（平成 28 年 11 月 10 日 駿伊消組指令第 28-62 号）
命令を受けた者の氏名	新光洋電機有限公司 代表取締役 坂井 由弘
命令事項	製造所（昭和 53 年 3 月 15 日 田消指令第 53-12 号） は、危険物の規制に関する政令第 9 条の技術上の基準に 適合するまでの間、使用を停止すること。 移動タンク貯蔵所（平成 28 年 11 月 10 日 駿伊消組指 令第 28-62 号）は、危険物の規制に関する政令第 15 条の 技術上の基準に適合するまでの間、使用を停止すること。
命令日	令和 5 年 4 月 17 日
管轄消防署	田方中消防署